

令和2年5月25日

学生各位

学務部学生支援課

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生に対する授業料免除の措置について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、家計が急変し、授業料の納付が困難な学生に対し、緊急措置として令和2年度前期分授業料免除申請を追加募集することとしましたのでお知らせします。申請を希望する学生は、各キャンパスの免除担当窓口までご相談ください。

## 記

### 1 免除の措置

新型コロナウイルス感染症による影響に伴う家計急変後の所得状況に応じて令和2年度前期分授業料を免除する。

### 2 免除の基準

事由発生後の所得状況に基づく

①公的支援の受給証明書の提出があった場合又は事由発生後の所得が昨年度の所得と比較し1/2以下となっていること

②本学の授業料免除制度における基準を満たすこと

※修学支援新制度を申請している場合は、新制度による支援との差額分が免除対象となります（新制度において授業料が2/3支援され、今回の授業料免除制度で全額免除となった場合、残り1/3の授業料が授業料免除制度で免除されます）

### 3 対象者

全学生（非正規生を除く）

### 4 申請期限 令和2年6月26日（金）17：00

#### 《各キャンパス免除担当》

富山大学学務部学生支援（五福キャンパス）〒930-8555 富山市五福3190番地

TEL：076-445-6087 FAX：076-445-6092

富山大学医薬系学務課（杉谷キャンパス）〒930-0194 富山市杉谷2630番地

TEL：076-434-7130 FAX：076-434-4545

富山大学芸術文化学部総務課学務チーム（高岡キャンパス）〒933-8588 高岡市二上町180番地

TEL：0766-25-9131 FAX：0766-25-9126